

郵便法(抜粋)

第四十条（郵便物の還付） 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

○2 この法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された郵便物は、第三十三条の規定により棄却された場合、前条の規定により受取人が受け取った場合及び第八十一条に規定する場合を除いて、これを差出人に還付する。

○3 郵便物の差出人が還付すべき郵便物の受取を拒んだときは、その郵便物は、会社に帰属する。

第四十一条（還付不能の郵便物） 差出人に還付すべき郵便物で、**差出人不明その他の事由により還付することができないものは、会社において、これを開くことができる。**

○2 前項の規定により開いても、なお配達することも還付することもできない郵便物は、会社において、これを保管する。

○3 前項の規定により保管した郵便物で**有価物でないものは、その保管を開始した日から三箇月以内にその交付を請求する者がいないときは、これを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものは、直ちにこれを売却し、その売却代金の一部に相当する金額をもつて売却手数料に充てた上その残額を保管する。**

○4 前項の規定により**売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は、当該郵便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときは、会社に帰属する。**